負担金免除違反は職員の個人的判断か

吉川 三津子議員

最終的に賦課除外方向に行ってしまった

上下水道部長

問 公共下水道の供用開始地域では宅内面積に応じて負担金を納めることになっている。

条例違反で、理由無く負担金770万円を免除した事例を3月議会で取り上げ、新聞にも載った。森友・加計問題のミニ版だ。この半年の取り組みは。

答 2月下旬、7月中旬に、受益者負担金の是正を求めて事業所を訪問したが、応じてもらえない。事業所内の道路・水路の状況も確認した。

問 情報公開請求で公開された公文書は真っ黒だ（左図）。市は、黒塗り部分の内容はわかっているはずだ。昭和55年頃に造った歩道や水路を理由に、平成25年に負担金を免除したのか。

答 市の方針ではなく、個人的に対応がされたと認識している。

▲公開された黒塗りの公文書（公共下水道）

問 職員が個人的判断で動いたということか。

答 当時、除外の話は一切なく賦課することになっていたが、何らかの形で賦課除外という方向に行ってしまった。

問 当時関わった職員に聞き取りをしたことは聞いているが、退職者にはしていないのか。

答 していない。

問 道路・水路は、土木課で経緯の調査をし、事業者が払うべきもの、そして市が負担すべきものを区別して進めねば解決しない。市の見解は。

答 それぞれ分けてお願いしたいが、用地買収などの可能性もあるので、慎重に対応していく。市民の不利益にならないよう対応する。

問 合併直後、固定資産税評価漏れで、約1500件に対して5年さかのぼって納税をお願いするということがあった。

今回、延滞金を10年も徴収してこなかった問題をどう解決するのか。条例通りに進めるのか。

答 課としては、そのように対象者に会って説明したい。

問 他市では懲戒処分などがされている。愛西市は。

答 職員の責任については答弁を控える。